

65歳以上の方で、介護保険料が第1段階～第4段階の皆様へ 『甲州市介護予防のための補聴器購入費助成事業』 のご案内

65歳以上の方は、介護保険料により助成内容や申請方法が異なります。
必ず、**購入する前に**介護支援課までお問い合わせください。

●介護保険料が第1段階～第4段階の方

→本事業の対象（山梨県で実施する補聴器装用推進事業に基づく助成）

●介護保険料が上記以外の方

→「甲州市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業」での助成

補聴器の使用により、よりよいコミュニケーション、快適な日常生活や社会参加の促進をはかり、健康増進に資することを目的とし、補聴器の購入費用を助成します。

◎補聴器を購入する前に、申請が必要になります。

申請前に購入した補聴器は、本事業の補助対象になりません。

【助成対象:次のすべてに該当する方】

●対象者

- ・甲州市に住所を有する、事業を実施する年度に65歳以上となる方
- ・介護保険料が第1段階～第4段階の方
- ・身体障害者手帳の交付対象にならない方
- ・本人に市税の滞納がない方
- ・耳鼻咽喉科医師が補聴器の装用を認めた方
- ・過去、本事業の助成を受けたことがない方
- ・過去「甲州市軽度・中等度難聴者補聴器購入費助成事業」の助成を受けたことがない方

●対象補聴器

- ・医師の処方箋に基づき、認定補聴器技能者から購入する補聴器
- ・原則、片耳のみ（医師が両耳の補聴器の装用を認める方は対象となります）

【助成内容】

区分	補助率	1台あたり補助上限額
介護保険料が第1段階～第3段階の方	補聴器購入費用の1/2 (1,000円未満切捨て)	50,000円
介護保険料が第4段階の方	補聴器購入費用の1/2 (1,000円未満切捨て)	32,000円

※医師の意見書の費用（診察料、検査料等）、助成の申請に係る費用、補聴器の修理、部品の交換及び調整等の費用は対象外となります。

【問い合わせ先】 甲州市役所 介護支援課 高齢者支援担当
TEL:0553-34-5434 FAX:0553-20-6167

申請から助成までの流れ



①申請書等を取得する

介護支援課窓口で相談のうえ、申請書等を取得する。
《お渡しする書類》 申請書等（様式第1・2・3号 計3枚）
※市ホームページからダウンロードは可能。

②耳鼻咽喉科を受診する

申請書をもって、耳鼻咽喉科で医師の診断を受ける。
補聴器が必要と認められた場合には、「補聴器に関する意見書（様式第2号）」に作成依頼をする。

③補聴器販売店で購入相談・見積書を取得する

認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で相談、補聴器の調整や視聴を行い、購入する補聴器の「見積書（様式第3号）」を作成してもらう。
※必ず、認定補聴器技能者の登録番号の記載が必要。

④必要書類を市へ提出する

購入することが決まったら、介護支援課窓口まで下記を提出。
《提出物》 ①申請書（様式第1号）
②補聴器に関する意見書（様式第2号）
③見積書（様式第3号）

⑤助成金交付決定通知書が届く

提出された書類を確認し、「補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）」、「補聴器購入費助成金交付請求書（様式第5号）」をお送りします。

⑥補聴器を購入する

「補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）」が届いた後に、見積書を取得した販売店へ行き補聴器を購入する。
《持ち物》 補聴器購入費助成金交付決定通知書（様式第4号）

⑦請求書を市に提出する

「補聴器購入費助成金交付請求書（様式第5号）」を、介護支援課窓口へ提出する。
《提出物》 ①補聴器購入助成金交付請求書（様式第5号）
②補聴器本体の内容と購入費用額が分かる書類及び領収書の写し

⑧助成金の振込、交付額確定通知書が届く

提出された書類を確認し、「補聴器購入費助成金交付額確定通知書（様式第6号）」をお送りし、指定の口座へ振込みます。